

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等
における管理業務の基準

令和 7 年 9 月

山 口 県

目 次

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定の期間（予定）	1
5	業務の引継ぎ	2
6	施設の利用料金	2
7	事業報告書及びモニタリング報告書の提出	2
8	業務報告	2
9	個人情報の保護	3
10	情報公開	3
11	文書の管理・保存	3
12	守秘義務	3
13	リスク分担	3
14	法令等の遵守	3
15	事業の継続が困難となった場合の措置	4
16	協定の締結	4
17	業務を実施するに当たっての留意事項	4
18	事務所の設置等	4
19	その他	4

別紙 1	浮棧橋等の管理運営業務	5
別紙 2	施設維持管理業務	6
別紙 3	施設利用料金上限額・下限額表	7
別紙 4	主なリスクの分担表	8
別紙 5	徳山漁港利用計画平面図	10
別紙 6	徳山漁港平面図	11
別紙 7	浮棧橋配置図	13
別紙 8	浮棧橋船尾係留設備図	16
別紙 9	浮棧橋連絡橋配置図	18
別紙 10	浮棧橋配線配管系統図	20
別紙 11	給電給水設備図	22
別紙 12	照明施設詳細図等	24
別紙 13	管理棟平面図	27
別紙 14	トイレ平面図等	29
別紙 15	駐車場平面図等	33
別紙 16	甲種漁港施設利用届	34

（注）別紙 5 ～ 15の各図面における縮尺は、元の図面を縮小して掲載していますので合っていないことに留意してください。

1 趣旨

この基準は、徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等（以下「施設」という。）において、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 施設の概要

(1) 名称

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等

(2) 所在地

周南市大字大島字下居守

(3) 施設の概要

施設の名称	数量又は能力	備 考
大型船用浮棧橋	延長 120.0m	連絡橋を含む。
小型船用及び中型船用浮棧橋（2基）	延長 110.0m	連絡橋を含む。
	延長 99.0m	連絡橋を含む。
駐 車 場	1,470.0m ²	
ト イ レ	32.8m ²	
植 栽	195.68m ²	
管 理 棟	12.17m ²	
照 明	14 基	

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が義務的に実施しなければならない業務の内容及びその範囲は、次のとおりとします。業務の処理内容は、別添「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の処理基準」を参照してください。

なお、全ての業務を一括して再委託する場合を除き、個別の業務について第三者に再委託することは可能です。ただし、その場合はあらかじめ知事の承認が必要となるので留意してください。

(1) 施設運營業務

別紙 1 に定める業務

(2) 施設維持管理業務

別紙 2 に定める業務

4 指定の期間（予定）

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までを予定しています。

なお、この期間については、県議会の議決を経て知事が指定した時点で確定するので、留意してください。

5 業務の引継ぎ

指定期間の終了、指定の取消し等により次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供するものとします。

6 施設の利用料金

- (1) 県は、施設の管理運営に必要な経費としては、指定管理者が収受する利用料金以外の額は支払いません。
- (2) 施設の利用料金については、「施設利用料金上限額・下限額表」（別紙３）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとします。
- (3) 施設の利用料金は、原則、指定管理者の収入としますが、管理業務に係る収支において剰余金が発生した場合は、次のとおりの取扱いとします。
 - ア 剰余金については、指定管理者の経営努力により生じた利益として認定しますが、当該利益の認定に当たっては、指定管理者がその根拠を示すものとします。
 - イ 指定管理者の管理業務に照らして過大であると認められる部分（利益のうち５０万円を超える額）については、次に掲げるいずれかの方法により、その２分の１に相当する額を県に還元するものとします。
 - (ア) 欠損金の発生に備えた乙の内部留保
 - (イ) 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業
 - (ウ) 施設改善等の実施
 - (エ) 県への納付
- (4) 指定管理者は、山口県漁港管理条例（昭和 35年山口県条例第 47号）第 18条第 3項の規定により、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができます。

7 事業報告書及びモニタリング報告書の提出

- (1) 指定管理者は、四半期ごと及び一事業年度が終了するごとにその翌月末までに、施設管理運営業務について、当該四半期及び当該年度の事業の内容を報告する事業報告書を提出してください。
- (2) 報告内容は、管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支状況、個人情報の取扱い等の事項を予定しており、具体的には別に定めます。
- (3) 指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者のニーズを把握するよう努めるとともに、毎年度、業務の実施状況について自己評価を行い、県に報告書を提出します。
- (4) 県は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書等により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行い、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、県は是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取消すことがあります。

8 業務報告

- (1) 県は、指定管理者に対し、業務及び経理の状況に関して定期又は必要に応じて臨時に報告を求めることがあります。
- (2) 業務報告の内容及び指定管理者の業務内容に改善が必要であると認める場合は、県は実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。
- (3) 県の指示に従わない場合又は指示によっても業務内容に改善がみられないと認めた場合は、県は指定を取り消すことがあります。

9 個人情報の保護

- (1) 指定管理者は、山口県漁港管理条例第 17条の規定により、別途締結する協定書において個人情報の適正な取扱いを確保するために県が明示する措置を実施しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、山口県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 4年山口県条例第 40号）の規定により、その管理の業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理者が行っている管理の業務に従事している者又は従事していた者についてはその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。また、これらに違反した場合は、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。
- (3) これらを踏まえ、指定管理者は施設の管理運営を行うに当たって、個人情報の保護に配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての研修など、適切な対応を行うようにしてください。

10 情報公開

指定管理者がその管理の業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面、電磁記録等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程等を定めることとします。

11 文書の管理・保存

指定管理者が本業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡すこととします。

12 守秘義務

指定管理者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととします。この協定の期間が終了した後も同様とします。

13 リスク分担

指定期間内における県と指定管理者の主なリスクの分担については、別紙 4 のとおりします。

なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生し場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

14 法令等の遵守

業務を遂行する上で関連の法令等がある場合は、それらを遵守すること。施設の管理当たっては、特に次の法令等に留意してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25年法律第 137号）
- (3) 山口県漁港管理条例
- (4) 山口県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 4年山口県条例第 40号）
- (5) 山口県情報公開条例（平成 9年山口県条例第 18号）
- (6) 山口県行政手続条例（平成 7年山口県条例第 1号）
- (7) 山口県漁港管理条例施行規則（昭和 35年山口県規則第 71号の 2）

(8) 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和 48年山口県規則第 5号）

(9) その他関係法令等

15 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難であると認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合、県に生じた損害は、指定管理者が県に賠償するものとします。

(2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとします。

なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

16 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

17 業務を実施するに当たっての留意事項

(1) 公の施設（地方自治法第 244条）であることを念頭において、公平な施設の運営を行い、特定の者に有利あるいは不利な運営をしないようにしてください。

(2) 県と連携を図った施設の運営を行ってください。

(3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、県と協議を行ってください。

(4) この業務基準に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議して決定することとします。

18 事務所等の設置等

施設の現地管理及び利用者が提出する書類等の受付事務等が施設から近い場所で行える等の便宜から、施設から自動車で 30 分以内に到達することができる場所に管理拠点としての事務所又は事業所を設置してください。事務所等においては、利用者からの問い合わせに応ずること等ができるよう必要な職員の配置をしてください。

19 その他

徳山漁港内において、現在更地の状況となっている漁村再開発施設用地（別紙 5）については、指定管理者において利用することが可能です。

利用にあたっては、「甲種漁港施設利用届」（別紙 16）を提出してください。

浮棧橋等の管理運営業務

業務区分	業務項目	条件等	内容等
使用許可	申請等手続の問い合わせ対応	随時	・事務所窓口及び電話での問い合わせ等に対応 ・更新手続の通知
	申請書等の作成・交付	随時	使用許可申請書、廃止届
	申請書等の受付	随時 (更新・年度末)	申請書等の確認、受理
	使用の許可等	随時 (更新・年度末)	申請者への許可・不許可の審査、決定
	許可書等の作成、交付	随時 (更新・年度当初)	許可書の作成、申請者への交付・送付
施設運営	施設の問い合わせ対応 苦情処理	随時	施設の利用に関する問い合わせ、苦情等に対する対応
	緊急時の連絡	随時	波浪、高潮等の警報発令時における施設見回り 県への通報
	施設・設備管理経費支払	定期的に	上下水道使用料、電気使用料
利用料金	利用料金の設定	年度開始前	条例で定める額の範囲で設定し、知事の承認を受けなければならない
	利用料金の徴収	随時 (更新・年度当初)	使用者からの利用料金の徴収 徴収した利用料金は指定管理者の収入とする
連絡調整	徳山漁港利用促進協議会の開催	1回 / 年	開催場所の予約、会場準備等、協議会開催に係る補助業務
その他	その他円滑な施設の運営に必要な業務	必要に応じて 随時	

施設維持管理業務

業務区分	業務項目	条件等	内容等
清掃業務	トイレ清掃	2回 / 週	対象面積 32.8m ² トイレットペーパーの補充
	駐車場 管理棟清掃	1回 / 週	対象面積 (管理棟) 12.17m ² (駐車場) 1,470.0m ²
植栽管理	港内の植樹帯 駐車場の背後地	1~ 2回 / 年	195.68m ² 植栽 3,517.20m ² 駐車場背後地
一般廃棄物	一般廃棄物処理	1回 / 月	約 5,714.5m ² 港内の植樹帯、駐車場 駐車場の背後地の放置ゴミの除去
監視、点検	施設の安全点検	2回 / 週	施設の安全性の定期的な見回り 点検
	PB、駐車場の監視、見回り	随時	PBの係留方法、駐車場の利用方法等の 監視、見回り
	上下水道、外灯点検	1回 / 月	外灯の交換は随時
施設、設備 補修	アンカーロープ点検	1回 / 年	潜水調査
	アンカーロープ交換	1回 / 年 (緊急対応を含む)	5年に 1回、計画的に交換 R12 B栈橋東側 R8 B栈橋西側 R9 C栈橋東側 R10 C栈橋西側 R11 A栈橋
	施設 設備の軽易な補修	随時	軽易の程度は県と個別協議

施設利用料金上限額・下限額表

施設区分		用区	単位	利用料金		(参考) 令和7年度の 利用料金
				上限額	下限額	
大型船用浮桟橋		長期使用	1年につき	148,512円	97,208円	98,400円
		短期使用	24時間につき	2,256円	1,504円	1,880円
小型船及び 中型船用浮桟橋	小型船用 の部分	長期使用	1年につき	90,504円	60,336円	61,200円
		短期使用	24時間につき	1,380円	920円	1,150円
	中型船用 の部分	長期使用	1年につき	113,124円	75,416円	78,000円
		短期使用	24時間につき	1,716円	1,144円	1,430円

主 な リ ス ク の 分 担 表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う経費の増加等		○
税 制 の 改 正	施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関 連 法 令 の 改 正	施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
施設（設備）の損傷 （損失には、修繕工 事期間中のサービ ス提供に必要な施 設の仮設経費等を 含む。）	不可抗力（県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しが たい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）に よるもの	協議事項	
	管理の瑕疵から生ずるもの		○
	軽微な損傷（1箇所当たりの補修費が15万円以下であ るもの）に係る修繕及びアンカーロープの補修（交換） （及び の場合を除く。）		○
	大規模な修繕又は改修を要するもの（及び の場合を 除く。）	○	
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、 苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	その他	○	
個 人 情 報 の 漏 洩	県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管 理者の職員の不法行為等によるもの		○
管理運営に係る事故 （損失には、事故の 発生に伴う施設又 は管理運営の改善 に要する経費等を 含む。）	施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由 により生ずるもの		○
	その他	○	

自然災害等への対応

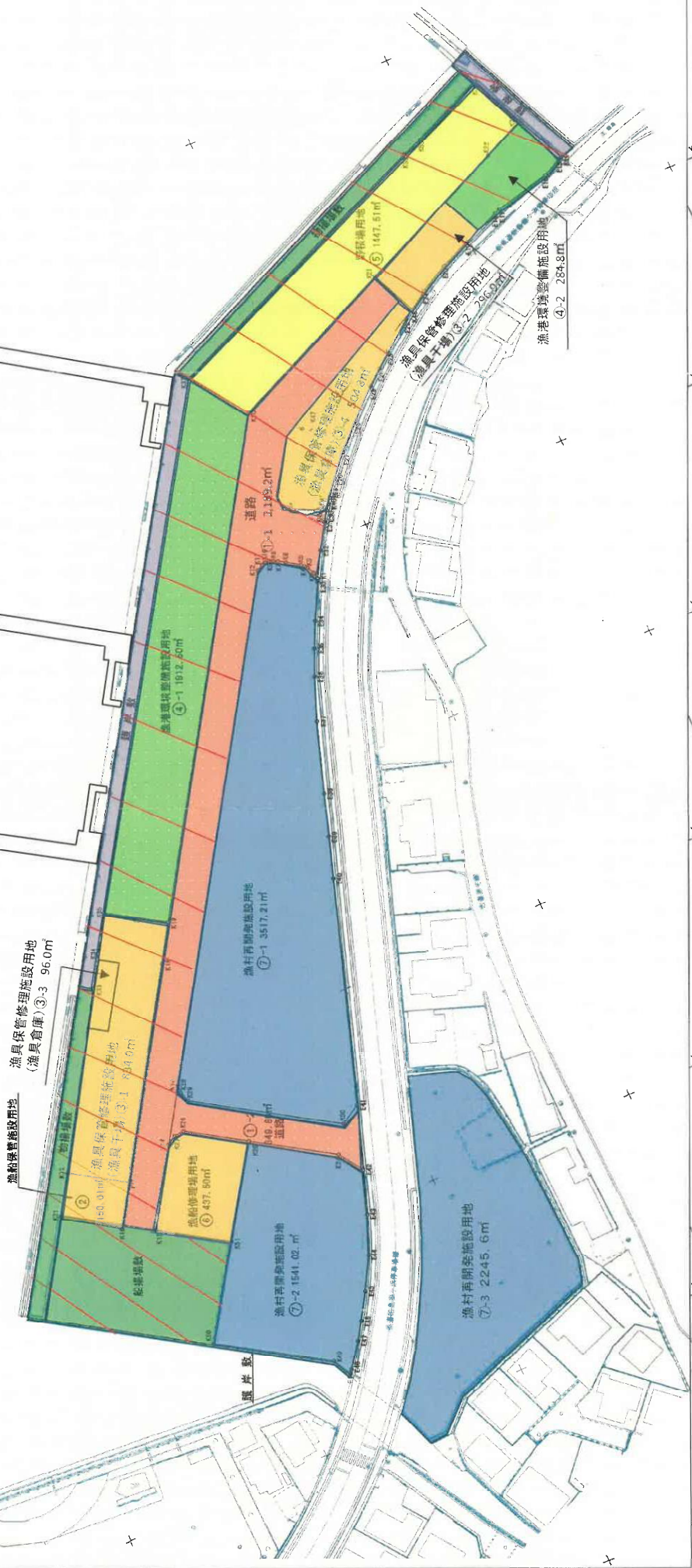
- ・施設が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・施設の復旧が可能な場合、その復旧に要する経費は県と指定管理者が協議を行うこととする。

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
第 三 者 へ の 賠 償 (指定管理者による 損失の負担は、国 家賠償法の規定に 基づき、県が賠償 を行い、指定管理 者に対して求償権 を行使する場合を 含む。)	施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由 により生ずる損害に対するもの		○
	県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に 対するもの	○	
	指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ず る損害に対するもの		○
	その他	○	
業 務 内 容 の 変 更	県の事情によるもの	○	
	指定管理者の事情によるもの		○
管 理 運 営 の 中 断	県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
	関係法令の変更によるもの		原因となった 各項目に係る リスク分担の 区分による。
	施設（設備）の損傷によるもの		
	管理運営に係る事故によるもの		
業 務 の 終 了 又 は 廃 止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
そ の 他	県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

德山漁港 漁港設施用地等利用計画平面図

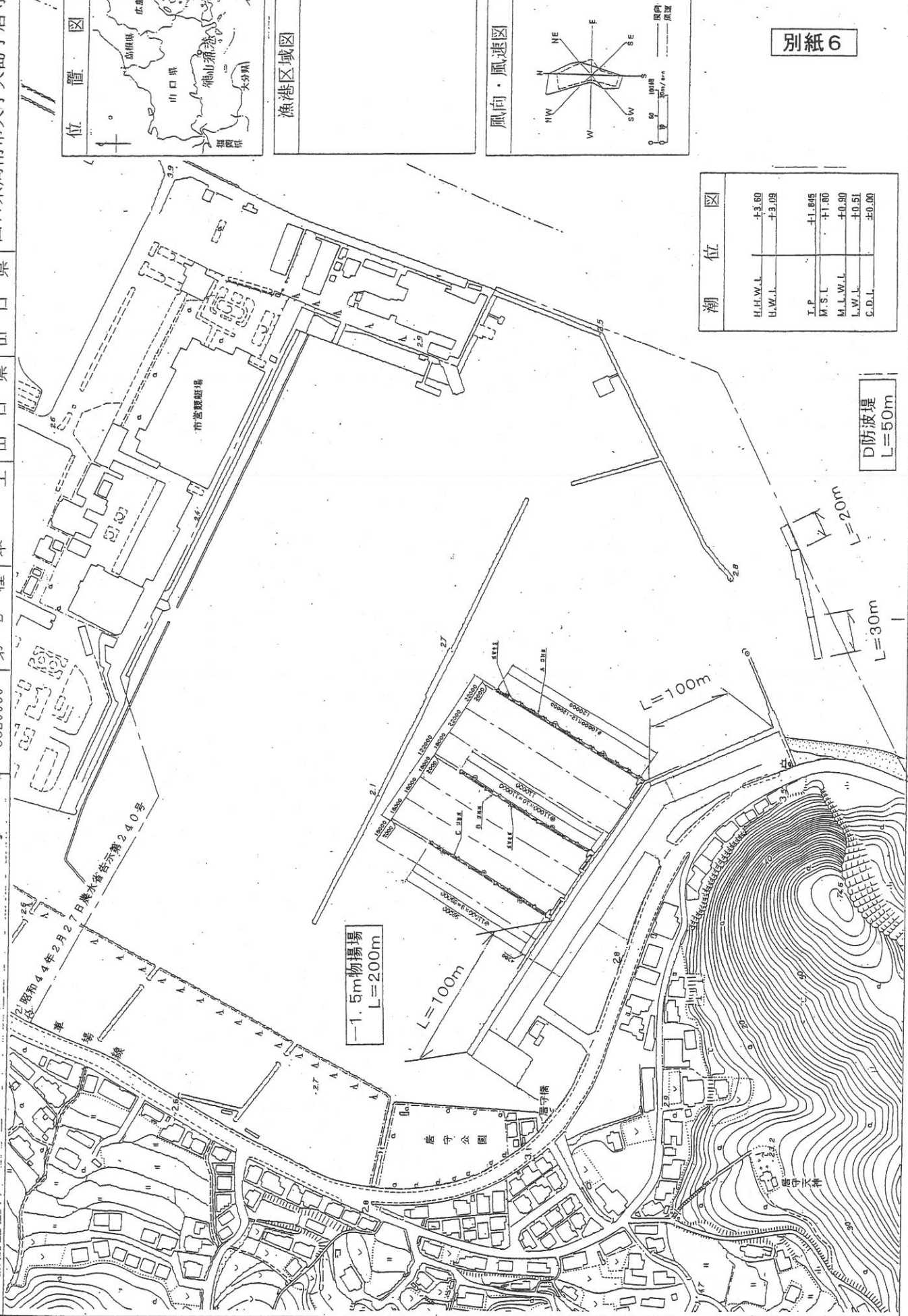


S=1:1,000



徳山漁港機能高度化整備事業計画平面図

漁港番号 3820090
種別 第2種
所管 山口県
事業主体 山口県
管理者 山口県
施行場所 山口県周南市大字大島字居守

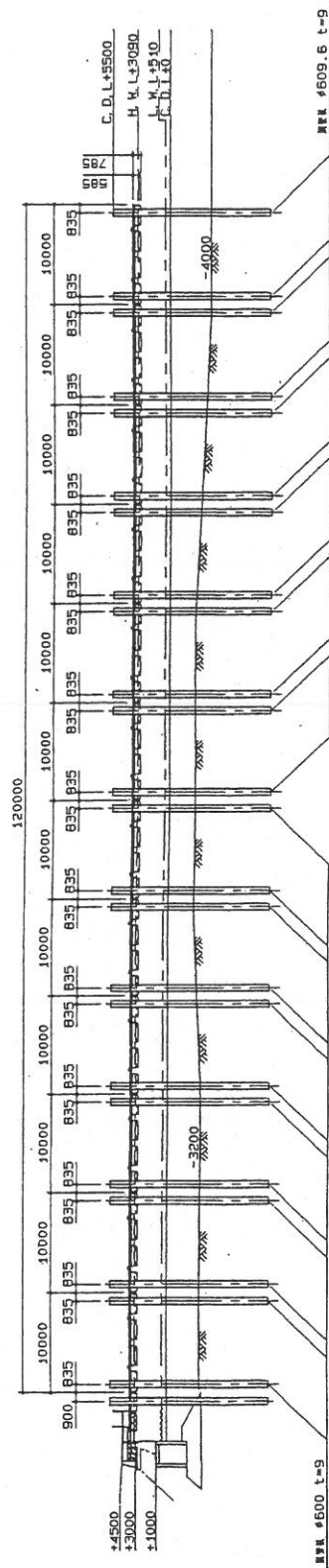


別紙6

計画平面図

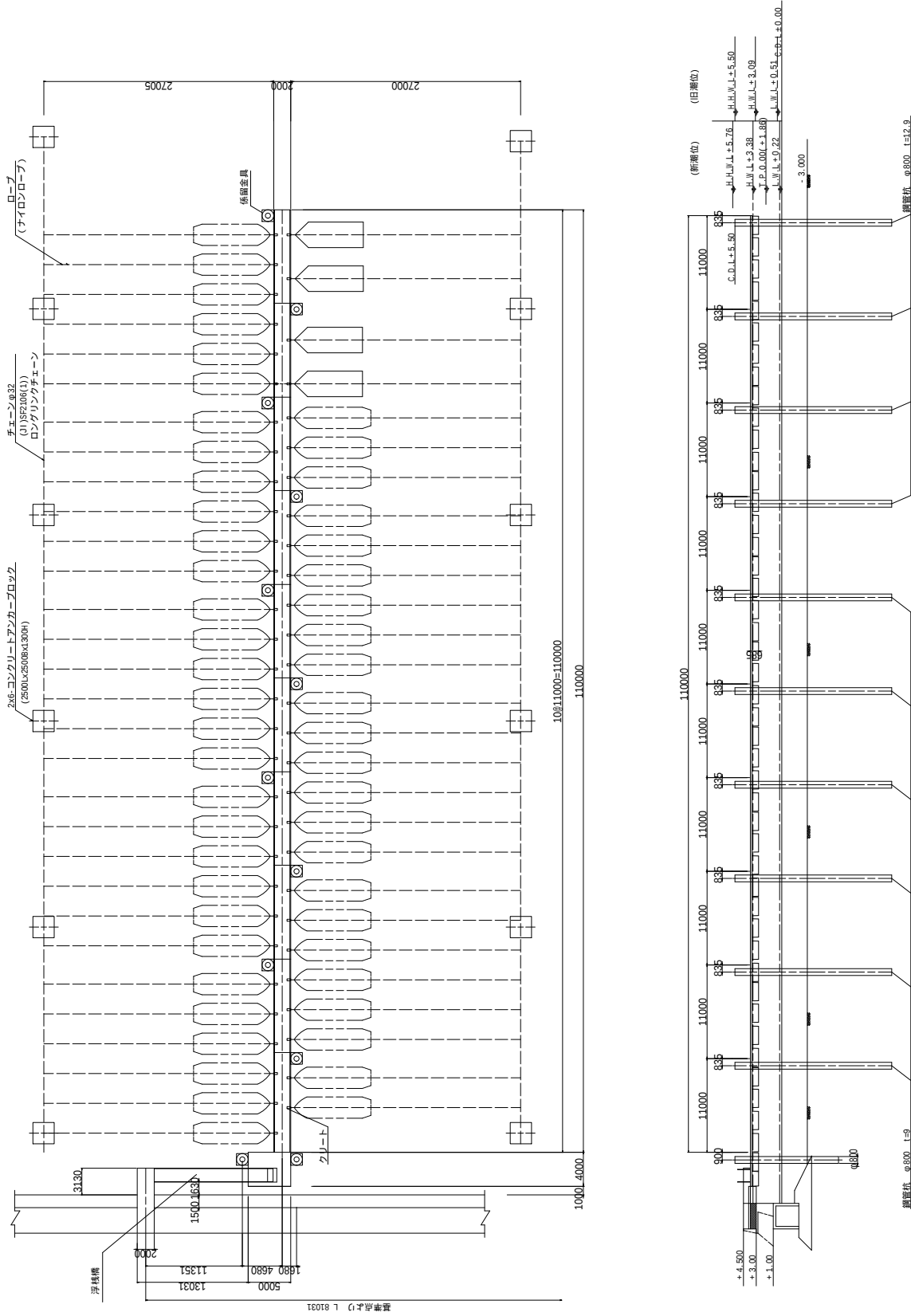


A 浮挂桥配置图
图 R 1/500



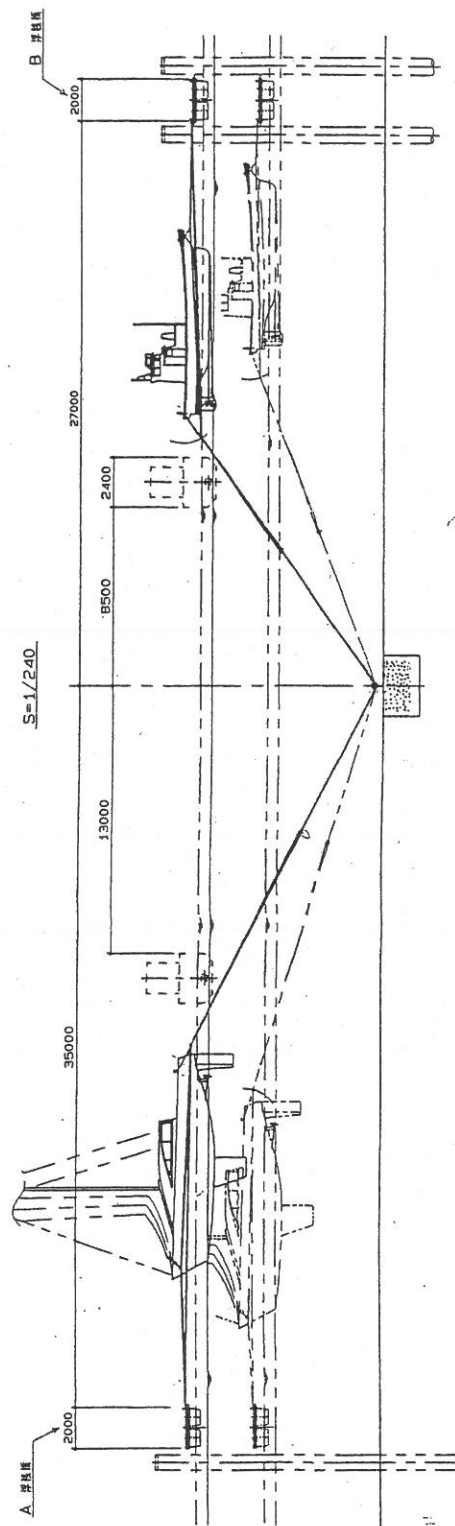
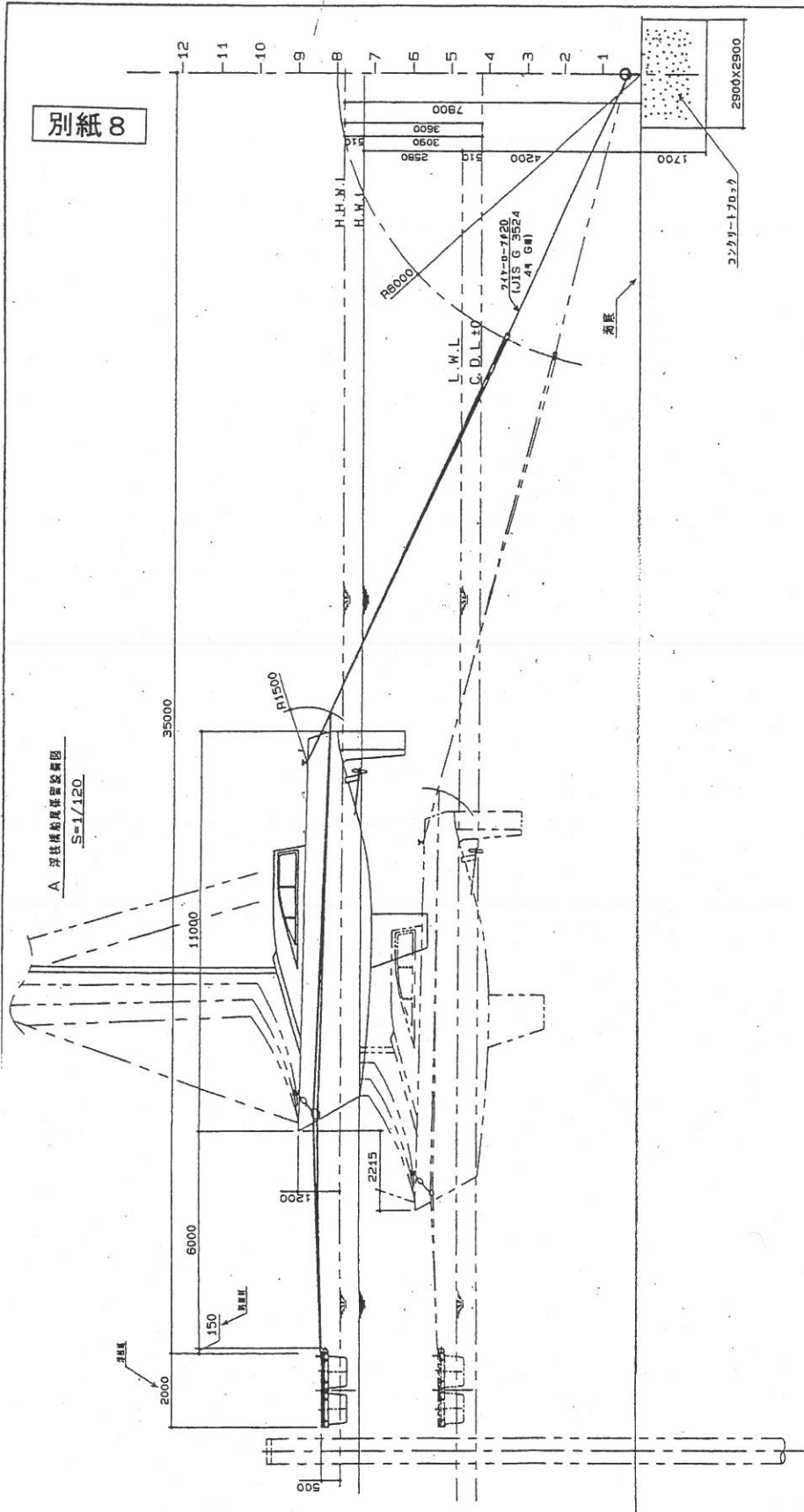
- 13 -

B 浮棧橋配置図 $S=1:250$



A 浮球標船尾保護設備圖

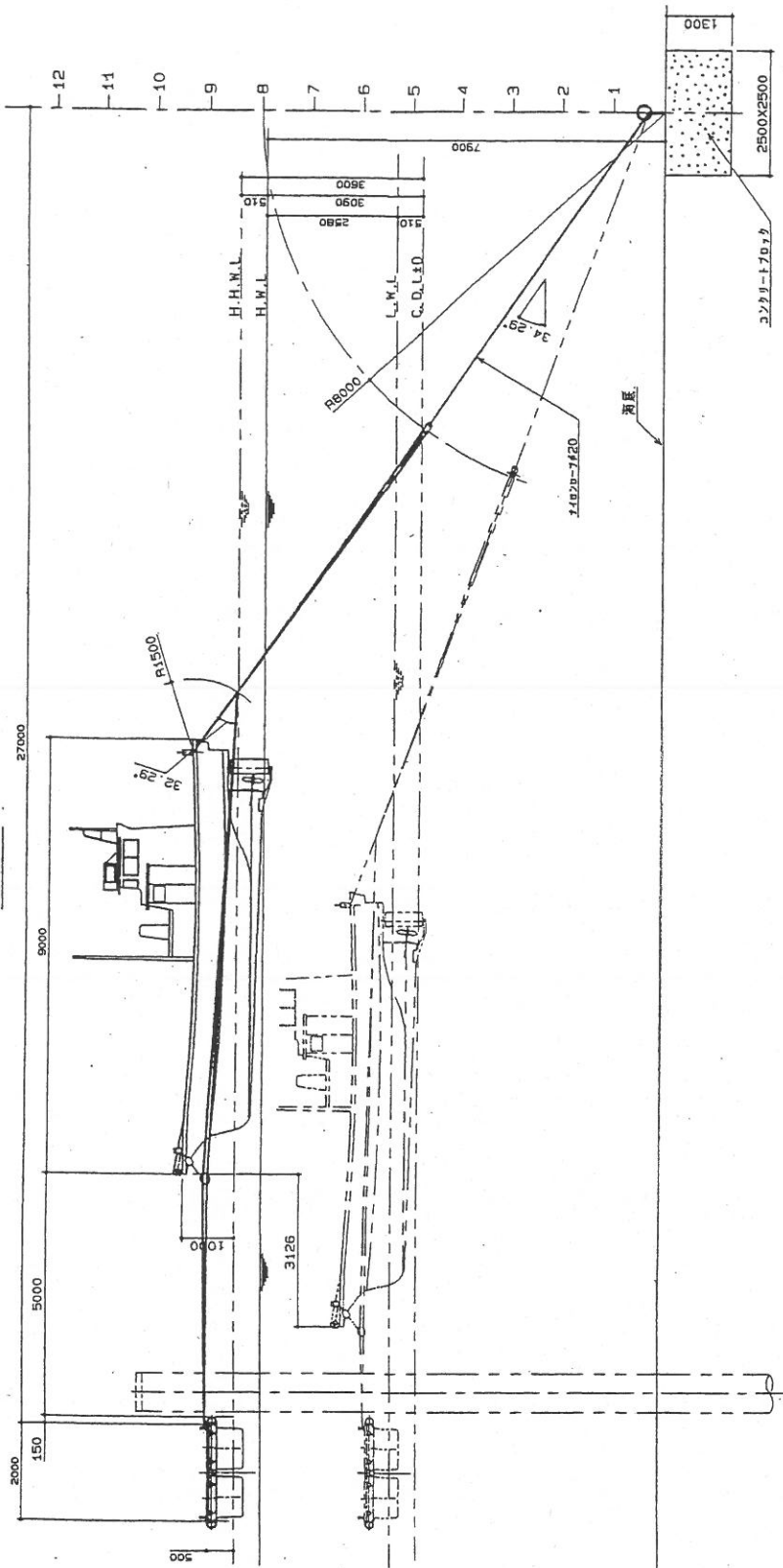
$S=1/120$

[illegible]

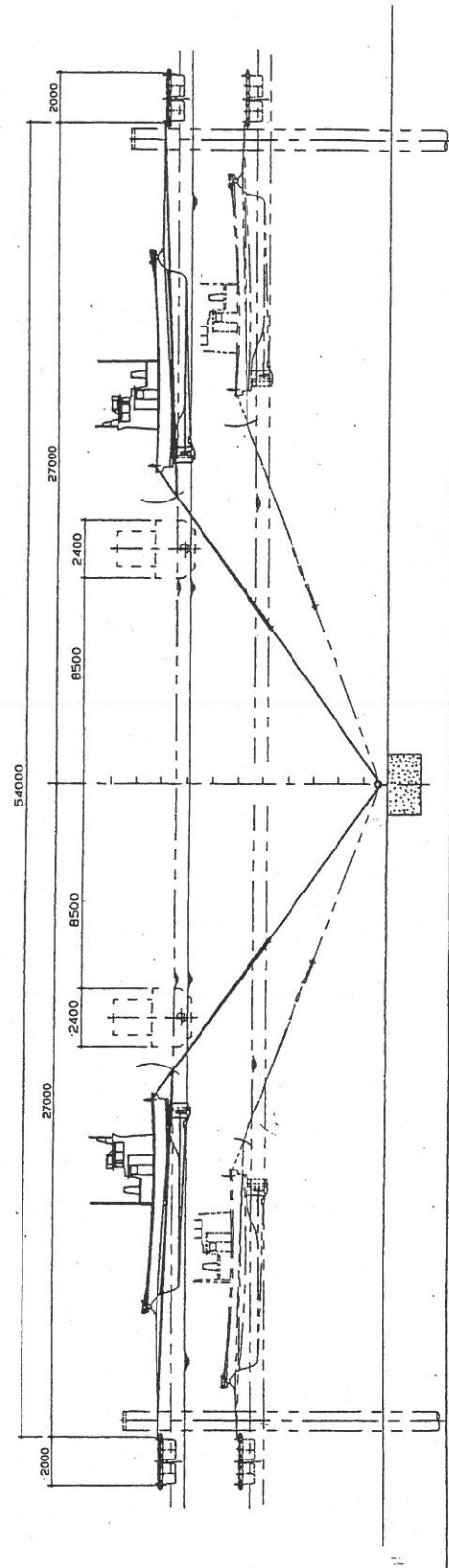
竣工の期	
竣工年度	年度
河川名	荒山海岸
河川別	海岸防護利用芸術化計画事業
施工場所	徳山市大島町守 地先
図 種	B, C 岸線構築施設配置図
縮 尺	1/100 1/200
図面番号	本 図の付 属
設計者	山口県水産部海産漁村課

B, C 岸線構築施設配置図

S=1/100

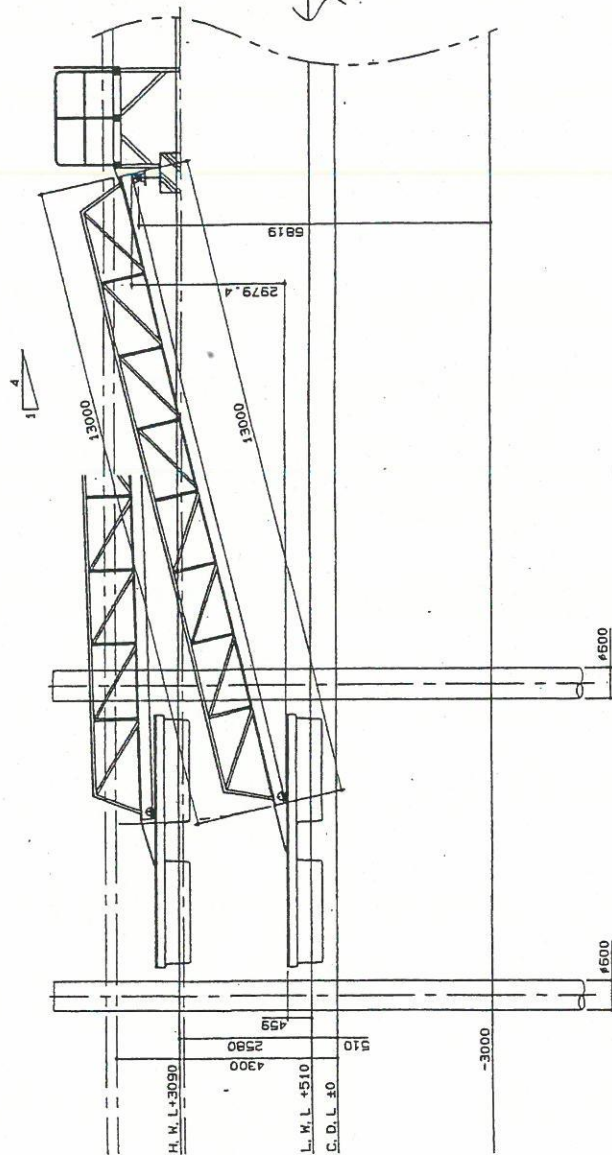
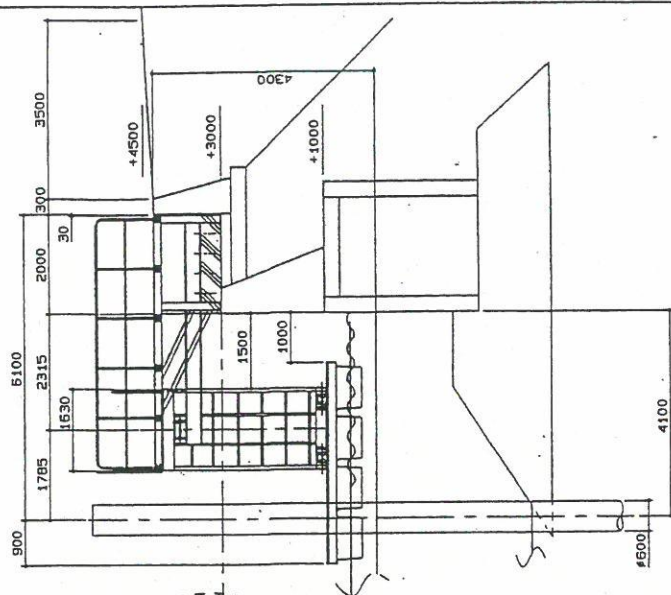
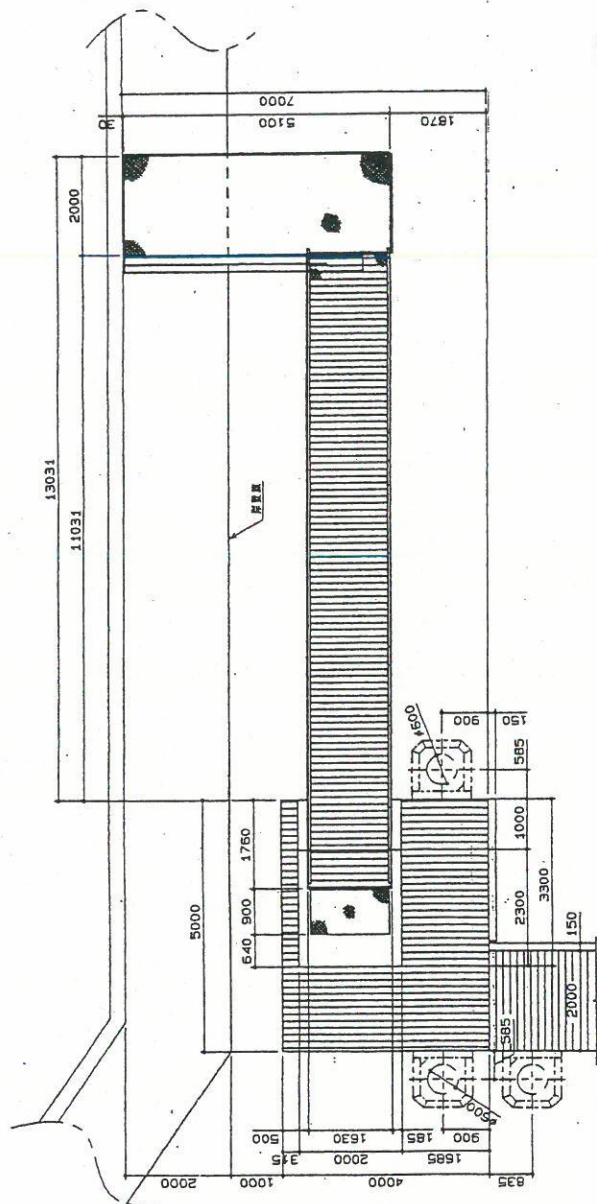


S=1/200



A 浮性漂選絡構成圖

S=1/100

[illegible]

B. C. 平枝槲寄生植物図

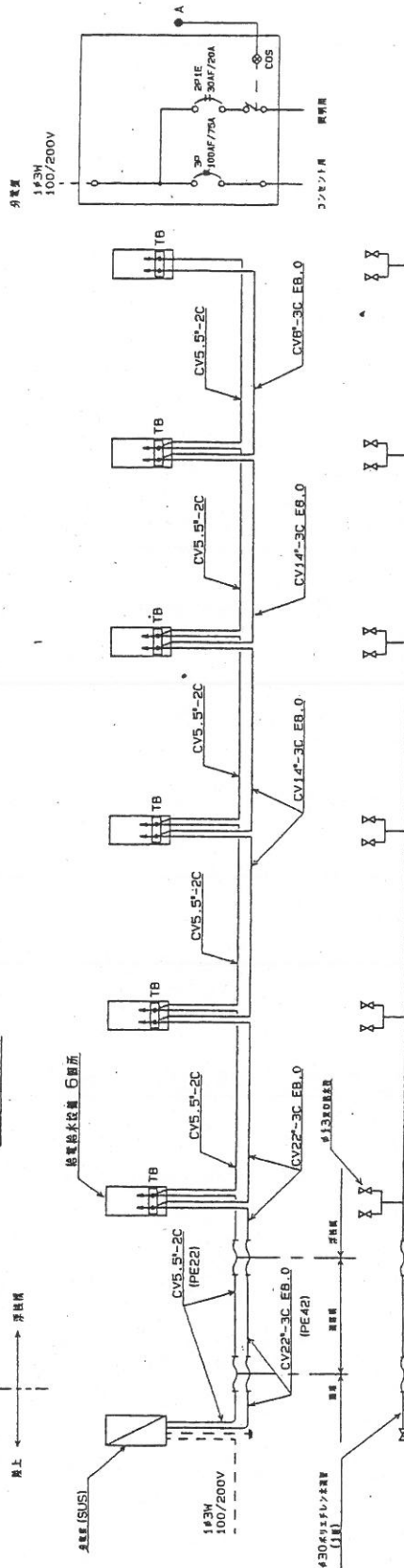


河川名	所	紀元
河川	工	定
名	年	

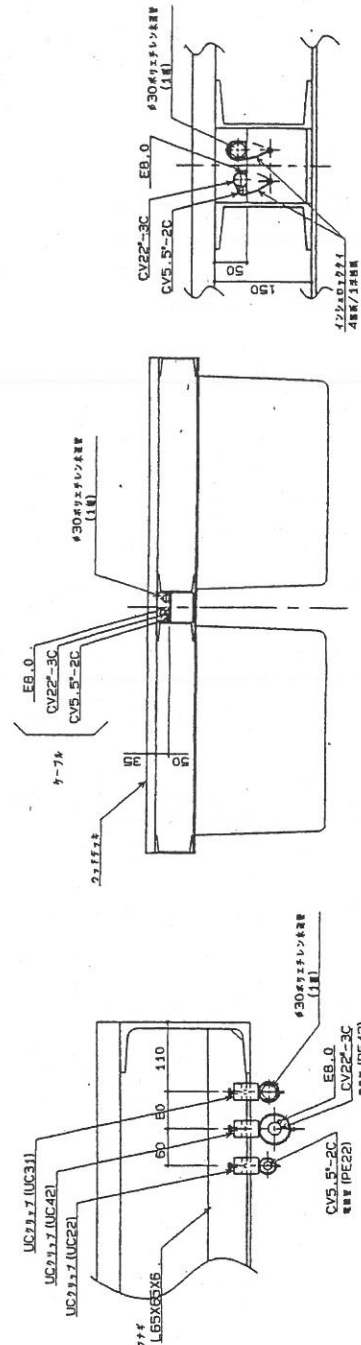
別紙 10

A 浮性填配管系統圖

給電給水設備 6箇所
照明灯 50W 1ヶ
防水コンセント AC100V X15AX3ヶ
及口給水栓 1ヶ



品名	単位	数量	単価 (円)	計 価
鋼管(φ200)	7.71kg	200×370×900	6	
鋼管(φ200)	7.71kg	400×400×150	1	
鋼管(φ200)	7.71kg	150_00	150m	
鋼管(φ200)	7.71kg	CV22.0 - 3C	65m	
鋼管(φ200)	7.71kg	CV14.0 - 3C	63m	
鋼管(φ200)	7.71kg	CV 8.0 - 3C	21m	
鋼管(φ200)	7.71kg	CV 5.0 - 2C	150m	
鋼管(φ200)	7.71kg	PE42	9m	
鋼管(φ200)	7.71kg	PE22	9m	
鋼管(φ200)	7.71kg	G42	2m	
鋼管(φ200)	7.71kg	G22	2m	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	1	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	142m	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	13	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30 - A13	6	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	3	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	6m	
鋼管(φ200)	7.71kg	φ30	40	
鋼管(φ200)	7.71kg	UC22	13	
鋼管(φ200)	7.71kg	UC13	13	
鋼管(φ200)	7.71kg	UC31	13	
鋼管(φ200)	7.71kg	T120R 3B2L	120	



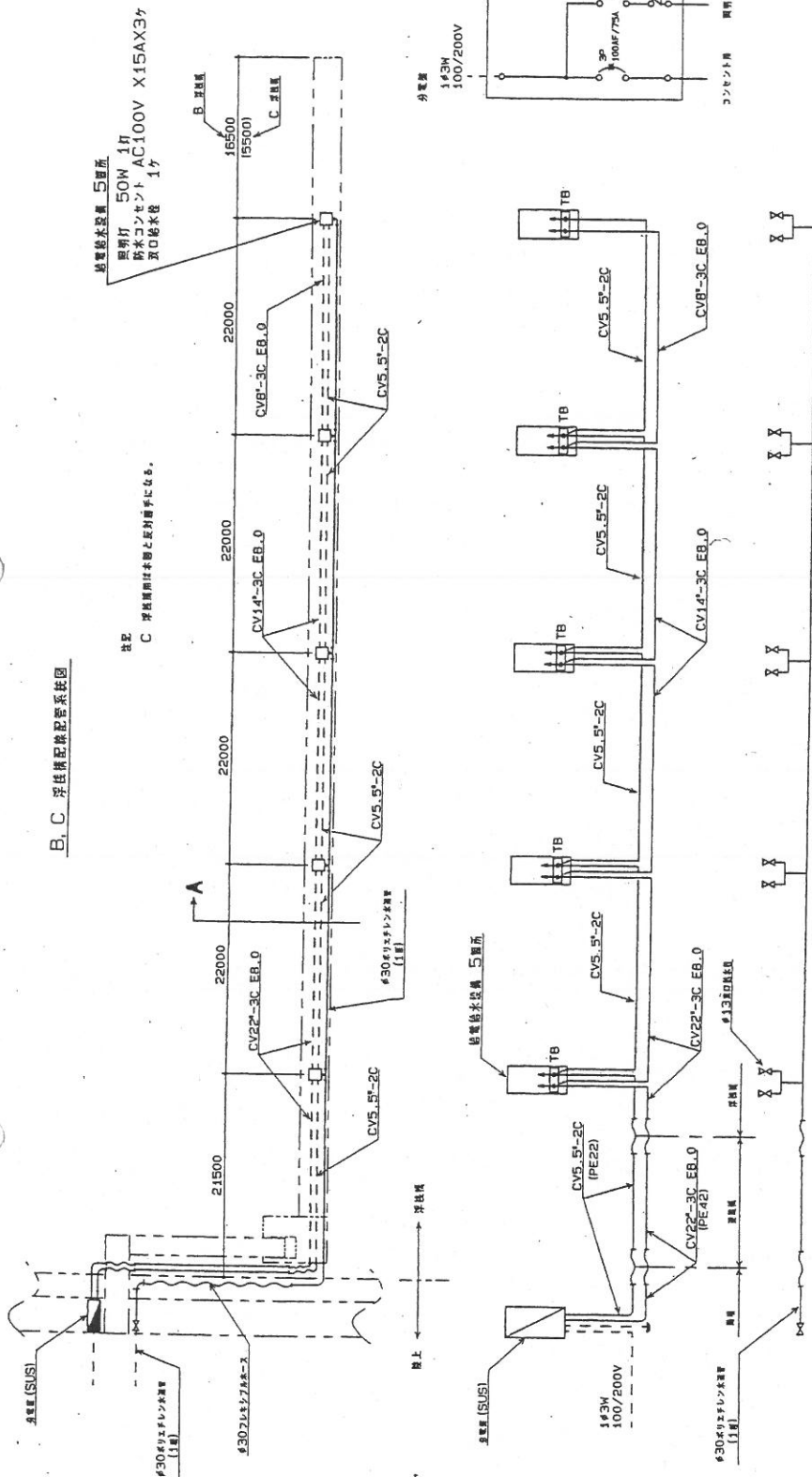
通越橋、受越橋、及び隔り場、部取付詳細

A -
S-1/20

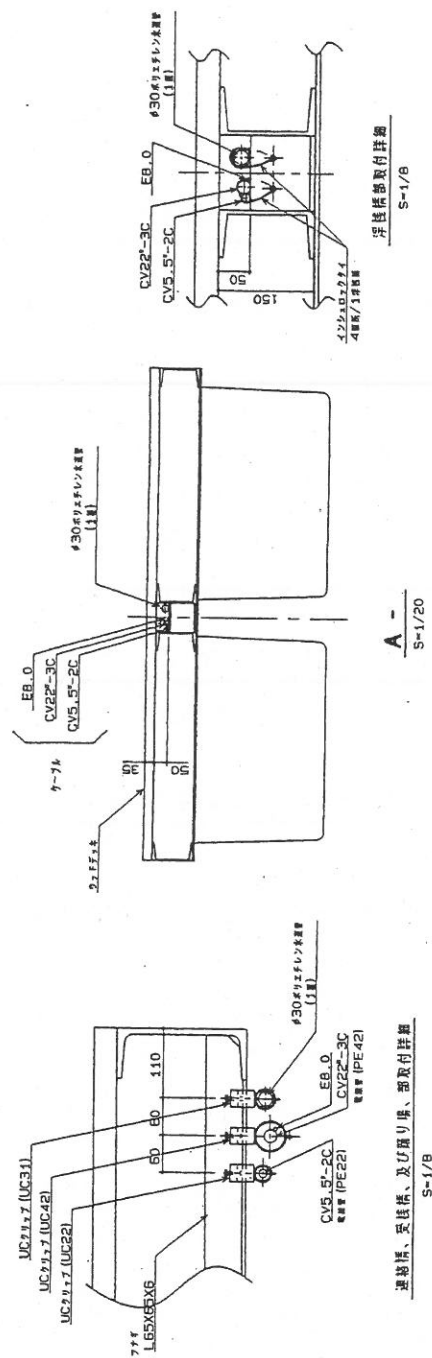
浮线搭部取付詳細

[illegible]

B. C 浮线精配橡胶系统图

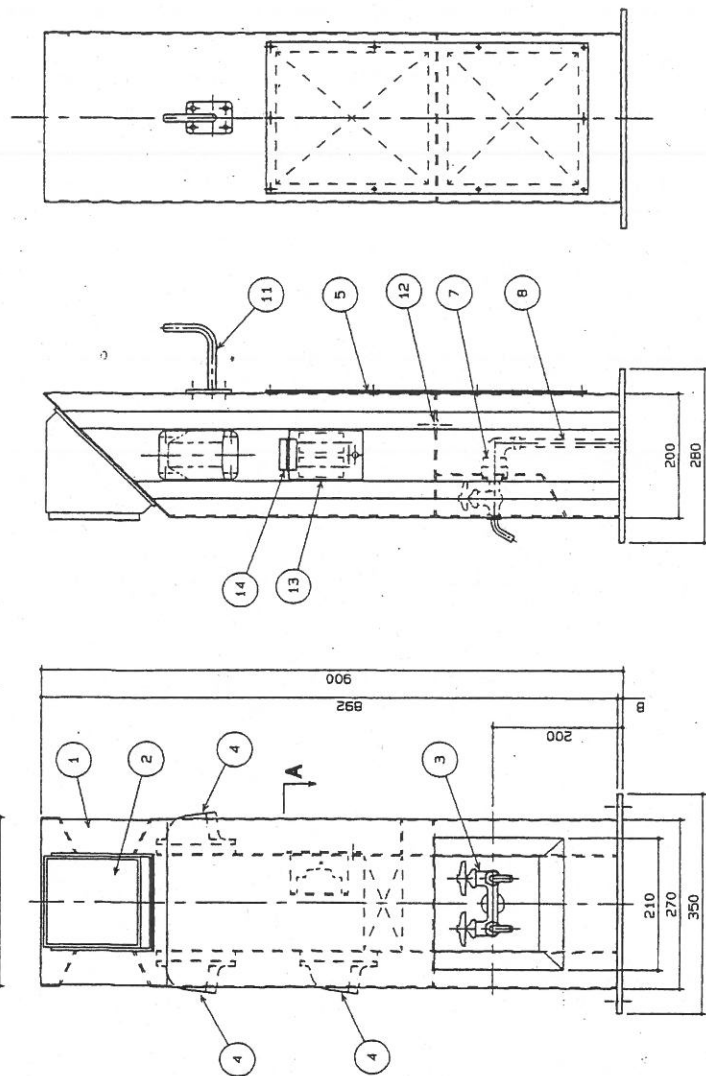


材料名	品名	単位	数量 (t)	重量
鋼管	φ119	7112	200x270x900	10
鋼管	φ119	7112	400x400x150	2
鋼管	φ119	7112	IVB, 00	272m
鋼管	φ119	7112	CV220 -3C	134m
鋼管	φ119	7112	CV140 -3C	92m
鋼管	φ119	7112	CV 80 -3C	46m
鋼管	φ119	7112	CV5, 50 -2C	272m
鋼管	φ119	7112	PE42	18m
鋼管	φ119	7112	PE22	18m
鋼管	φ119	7112	642	4t
鋼管	φ119	7112	622	4t
鋼管	φ119	7112	φ30	2
鋼管	φ119	7112	φ30	250m
鋼管	φ119	7112	φ30	24
鋼管	φ119	7112	φ30-φ13	10
鋼管	φ119	7112	φ30	6
鋼管	φ119	7112	φ30	12m
鋼管	φ119	7112	φ30	80
鋼管	φ119	7112	UC22	26
鋼管	φ119	7112	UC42	26
鋼管	φ119	7112	UC31	26
鋼管	φ119	7112	T120RW, 3B2L	208



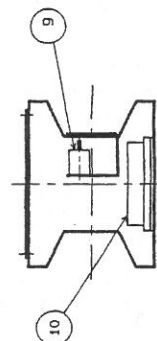
给水设备设施图

$S=1/8$

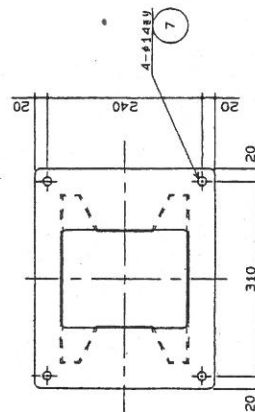


14	機室	AL	1	B-2031(147V)
13	プリアー機室	AL	1	
12	ダクトリフトヤン	3_A	1	
11	スラック	96304	1	
10	電台	—	1	B7E50C
9	プリアー	—	1	BUS303
8	フエルトリフトホスト	96304	1	10.13
7	フエルトリフトホスト、ナット	96304	1	10.13
6	ユーストリフトホスト	—	1	10.13(1431-50)
5	機室	AL	1	
4	フエルトリフトヤン	—	3	KK4102K
3	実用機室	—	1	10.13
2	機室	7A0100	1	360100000148
1	ホストホス	AI5052	1	
電	電	計費	計費	電費

別紙 1 1



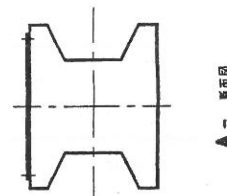
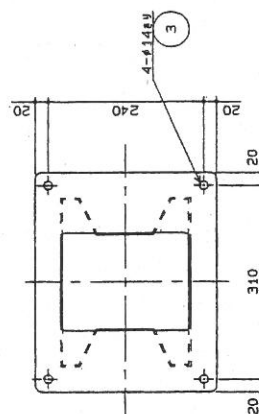
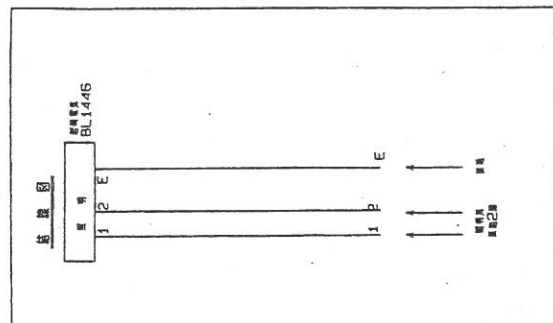
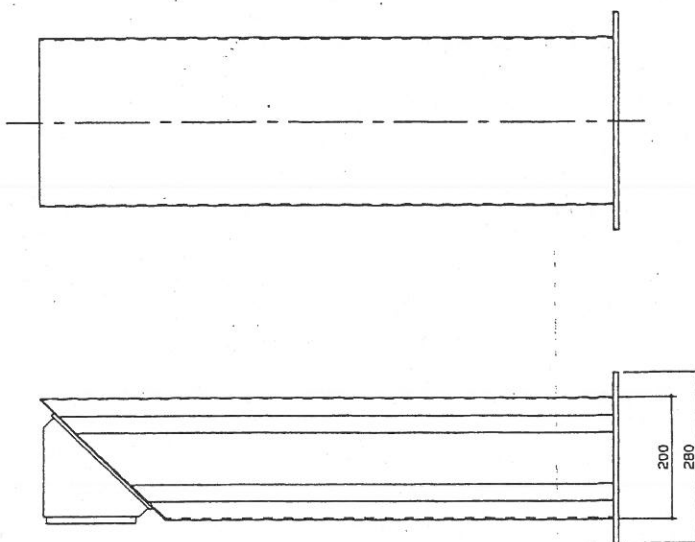
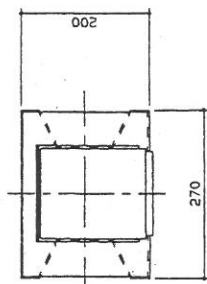
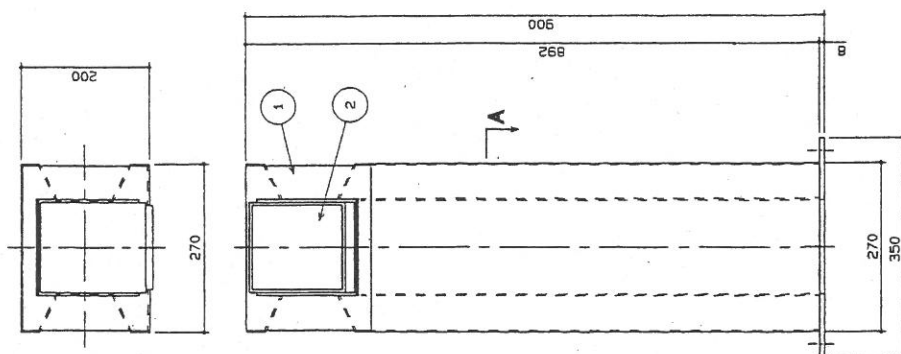
A - 斷面圖



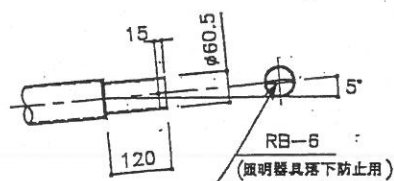
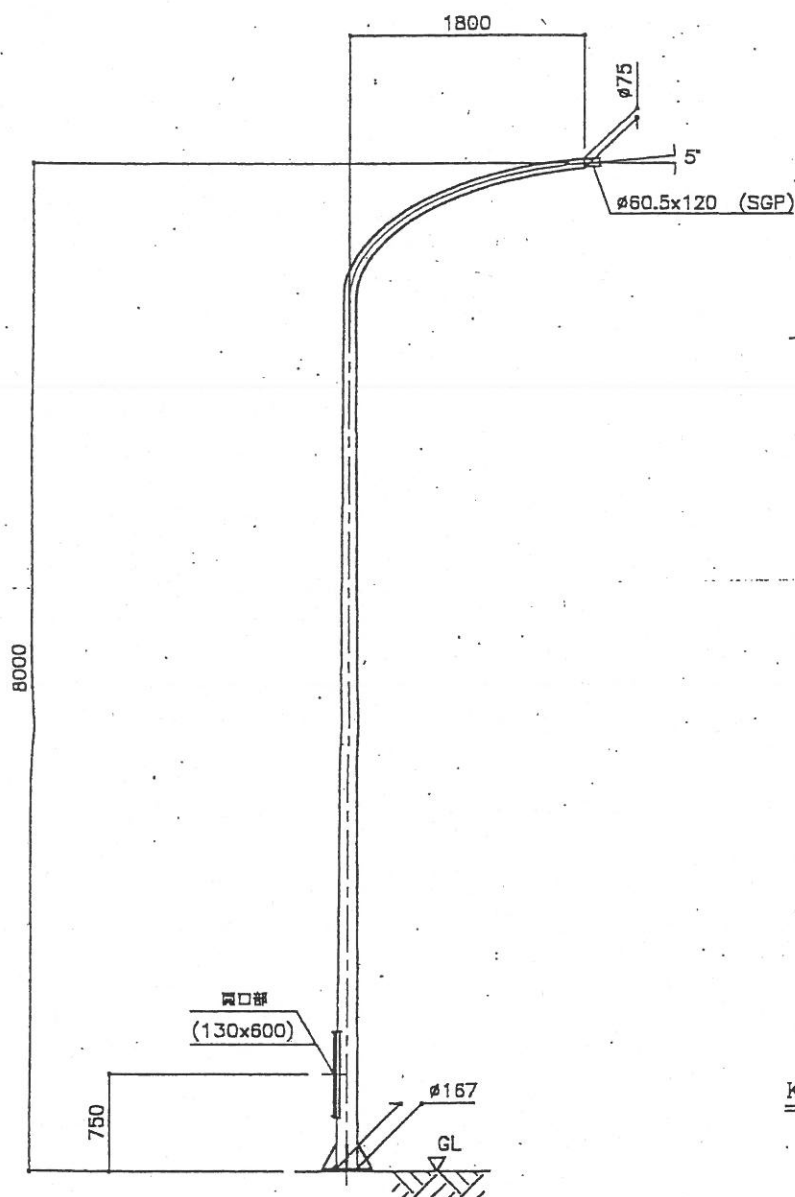
[illegible]

照明設備圖

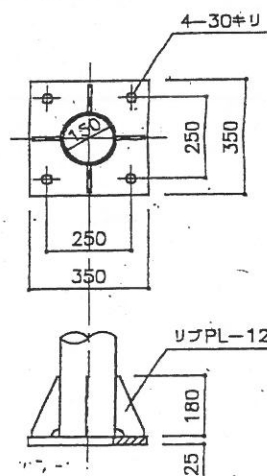
S=1/8

[illegible]

記号	来 歴	日 付
△	開口部詳細図番変更	H7. 9. 1



アダプター取付部詳細図



K1号ベースプレート詳細図

溶接面絶めつき JIS H8641-1982
第二種 HDZ55の規定による

関連詳細図	
開口部	PZ4001A1

名					
称	(8-18B)				
部 長	課 長	審 査	設 計	製 図	尺 寸
					1/40, 1/15, 1/10
年 月 日	平 成	年	月	日	原 図
					N93-3-0653△
図 番					略 番

アームポール形

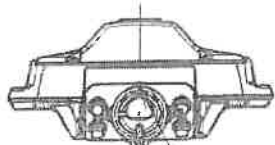
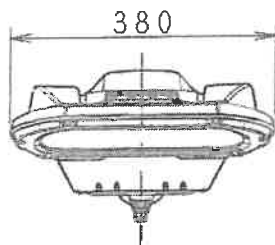
建設電気技術協会形式 KCE150-3, KCE150-3-J, KCE120-2H, KCE120-2H-J, KCE120-2, KCE120-2-J, KCE140-2, KCE140-2-J (形式末尾J: 重耐塩酸適合)

連続照明用 初期光束補正機能付 落下防止ワイヤ付 ガイドラインタイプ c, d, e, m, v, w

セット形式	灯具形式	専用電源装置形式
E71060SAJ9/KCE15L	E71060-0	WLE80V840M2C1/24-1

灯 具: 防雨形 (IP23)

LED収納部: 防沫形 (IP44)



A 矢视图

合いマーク

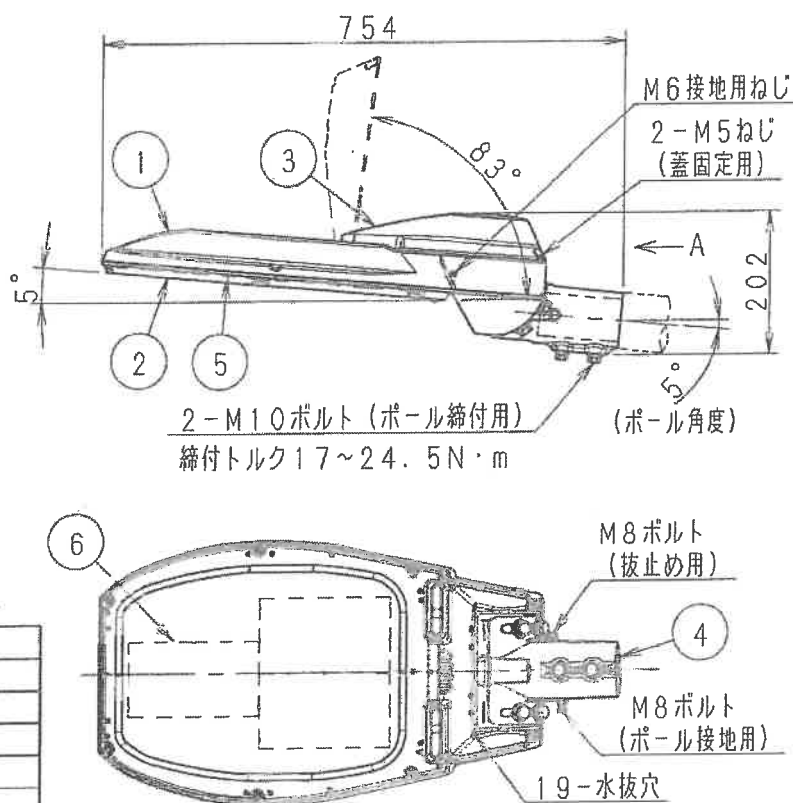
光源色	5000K相当 (昼白色タイプ)
平均演色評価数	Ra70
定格光束	17000lm
設計許容風速	60m/s
受圧面積	正面方向: 0.049m ² 側面方向: 0.070m ²
適合ポール	φ60.5, φ48.6 挿入寸法: 120
適合オプション	YL1023 (後方遮光ルーバ) YL2023 (前方遮光ルーバ)
仕 上 色	グレイ (マンセルN7) 全艶

電力会社申請入力容量 128VA

特性表 定格入力電圧: AC100V~240V

入力電圧 (V)	周波数 (Hz)	入力電流 (A)			入力電力 (W)			力率	出力電流 (mA)		最大出力電圧 (V) (無負荷時)
		点灯初期時 (最小時)	点灯6万時間経過時 (最大時)	点灯6万時間平均	点灯初期時 (最小時)	点灯6万時間経過時 (最大時)	点灯6万時間平均		点灯6万時間経過時 (最大時)		
100	50/60	1.00	1.28	1.14	99.7	127	113	高力率	840		80
200		0.502	0.626	0.564	98.3	123	111				
240		0.428	0.528	0.478	99.2	124	112				

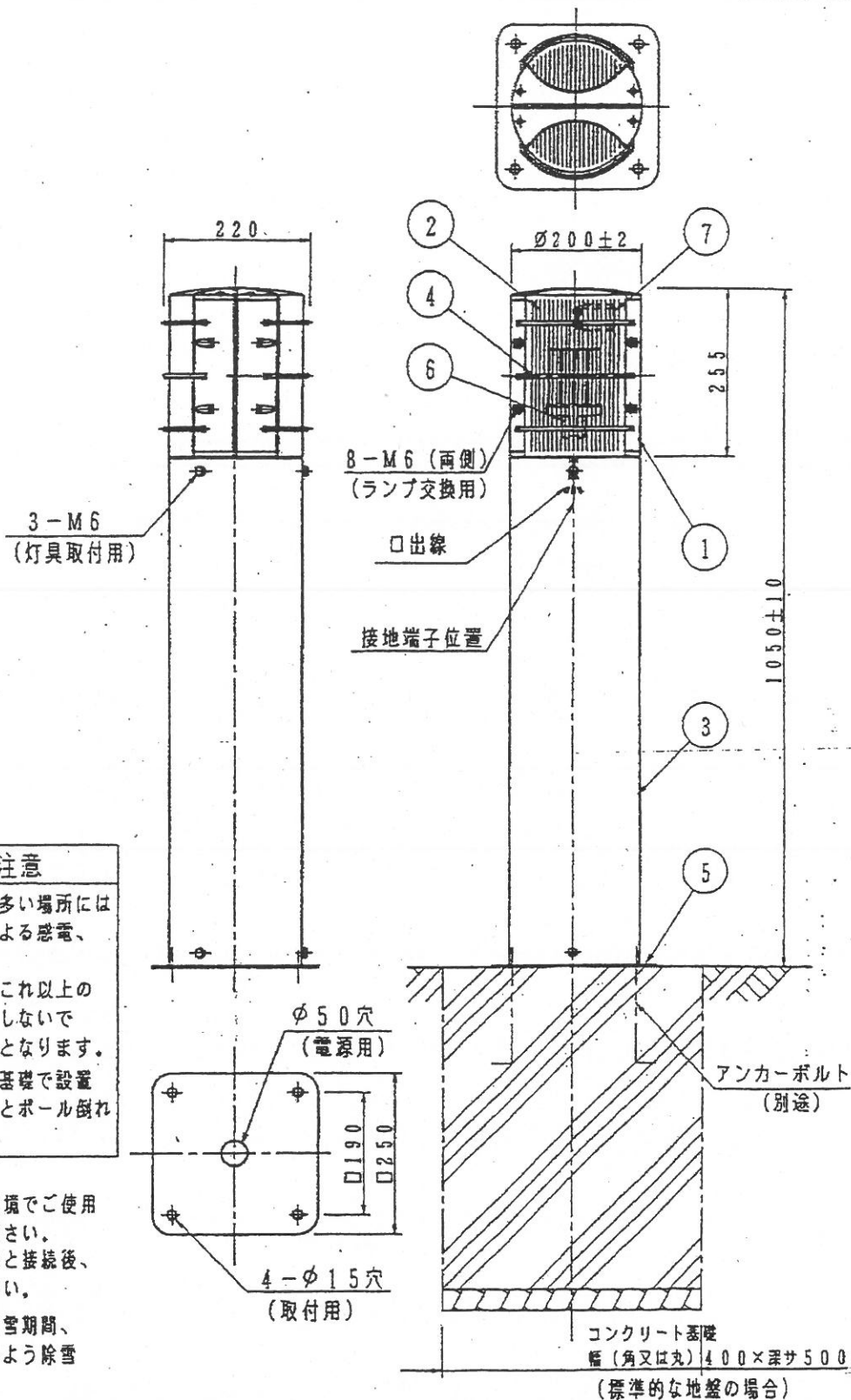
※本図面は2枚1組です。注意事項、電源装置はE1S007060を参照ください。

※電源装置と灯具を接続する電線は専用ケーブルをご使用ください。
(出力配線長15mまで)専用ケーブル形式 OPRC003/L寸法
(別売品) (L=1, 8, 10, 12, 5, 14)210326
190220

	6	LEDユニット	組立品	3	品名	LED道路照明器具						
	5	前面ガラス	強化ガラス	4		1	透明	E71060SAJ9/KCE15L				
	4	クランプ	アルミダイカスト	1		アクリル塗装						
	3	蓋	アルミダイカスト	1		アクリル塗装	質量	10.5kg	単位	mm	尺度	1:10
	2	枠	アルミダイカスト	1		アクリル塗装						
	1	本体	アルミダイカスト	1		アクリル塗装						
部 品 名		材質・材厚	数	備 考								

岩崎電気株式会社

CAD 註No2208



⚠ 安全に関するご注意

- 防雨型器具です。浴室など湿気の多い場所には使用しないでください。絶縁不良による感電、火災の原因となります。
- 器具の耐風速は60 m/sです。これ以上の風速の影響を受ける場所には使用しないでください。器具落下、転倒の原因となります。
- アンカーボルトは、コンクリート基礎で設置してください。設置に不備があるとポール倒れの原因となります。

【使用上のご注意】

- 植込灯以外の特殊用途や特殊環境でご使用される場合は、別途ご相談ください。
- 電源線はポール内で灯具口出線と接続後、防水テーピングを施してください。
- 積雪地域でご使用の場合は、積雪期間、器具を取外すか雪に埋もれないよう除雪してください。器具破損の原因となります。

		7	安定器		100V用	品番(アプローチライト) 防雨型 NFE11231K
オフホワイト マンセル 5Y9/0.5		6	ソケット	PBT樹脂	L552	
同梱ランプ	ツイン2パラレル蛍光灯(電球色)	5	ベース	ステンレス鋼板(13) (SUS304)	オフホワイト アクリル塗装2目塗り	
W・数	FML13EX-L ×2	4	ガード	ステンレス鋼板(45) (SUS304)	オフホワイト アクリル塗装2目塗り	
器具質量	14.8kg	3	ポール	ステンレス鋼板(10.8) (SUS304)	オフホワイト アクリル塗装2目塗り	
特記事項		2	グローブ	硬質ガラス	透明	
		1	本体	アルミ鋳物	オフホワイト アクリル塗装2目塗り	
部番	部品名	材質・素材厚		備考		

単位: mm 第三角法 (JIS A-4)

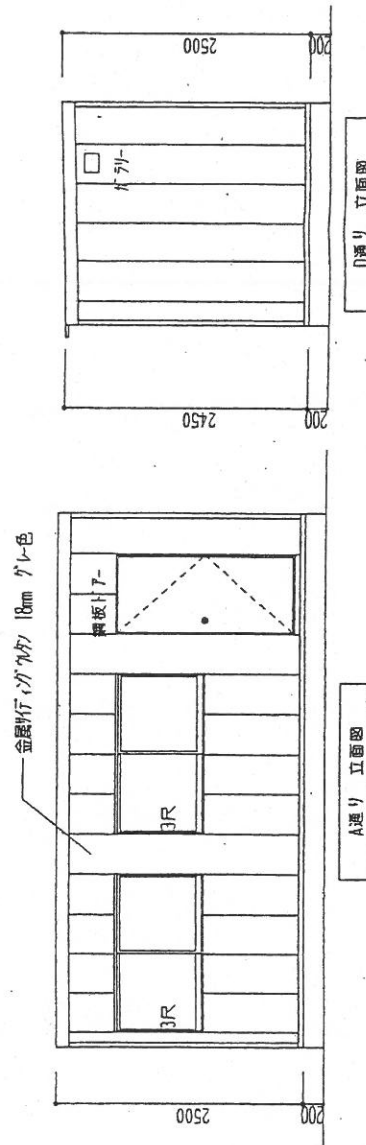
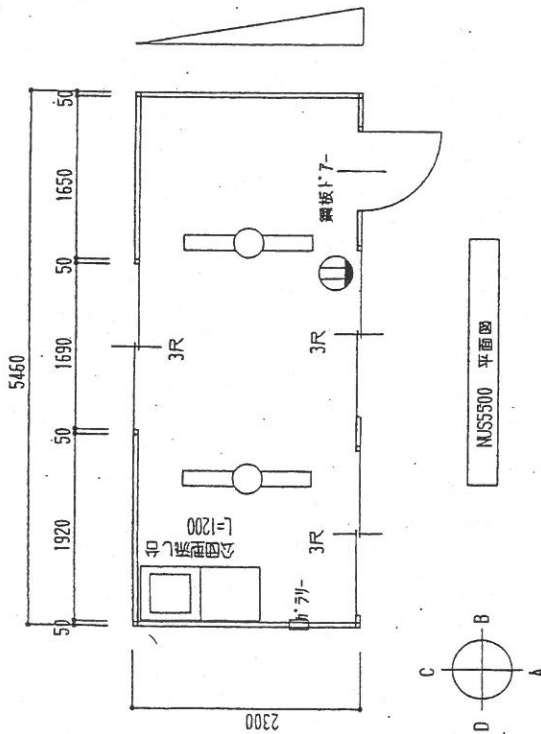
NFE11231K-K2

室内仕上表

室名	床	壁	天井
事務室	長尺・貼 ガバ 12mm 下地	7' 外合板 4mm 木目調	天井 ガバ 2.5mm 0F/235
備考			

設計概要

規模	建築面積 12.55 m ²	延床面積 12.55 m ²
構造	最高の高さ 2/50	最高の軒の高さ 2550
基礎	柱礎鉄骨造 (両方向レール構造)	
外装	コクリート基礎	
	外部・金属付・ガバ 18mm グレ色	
	内部・7' 外合板 4mm 木目調	
器具	7' 建築用ガバ 色	
屋根	角型防錆板 0.5	
種	無し	
備考		



大島居守源港休憩所新築工事

基本計画図

5410

北側立面圖 51:50

東側立面圖 51:50

新圖 51:50

配器图·水烟图 51:200

002:15 國際集 8

002:15 國際集 8

設計概要

所別	足尾銅山	12. 17t	尾道港	12. 17t
	尾道市	2700	尾道市	2500
船名	肥前屋船(新井工務)		肥前屋船(新井工務)	
	船主: 堀江良行		船主: 堀江良行	
運搬	コンクリート、砂		コンクリート、砂	
外装	金魚アングラ船(フナギ船)	1710t	金魚アングラ船(フナギ船)	1710t
加工	アルミ缶	船主	船主	3010t
数量	内装の2ヶ所、70. 5			

室内仕上表

通名	成	現	元井
氏名	長尺一貼	フ・リント舎親貼	カラー舎親貼
備考			

主要構造部材リスト

種別	柱	懸形支柱 □-100×50×2.3 A-BUL.T H12 107牌
地層工法	梁・杭掘	□-50×50×2.3
	掘注	□-50×50×2.3 φ1800
	土留	□-100×50×2.3
	包置	□-50×50×2.3 φ450
壁下地盤		鋼管□-50×50 4.25D

属物而属我

申請料分	計算式	延床面積	延床面積
休養室	5.41×2.25	12.17㎡	12.17㎡
計		12.17㎡	12.17㎡

宋廣文

記号	計算式
	$11.51 \times 23.20 = 267.03$
	$10.05 \times 23.20 = 233.16$
合計	500.19
500.19 $\times 1/2 = 250.095$	

費地価額 250.095

救地烟要

甲訓位置	徳山系大字大島町
用途地域	第一種住居地域
防火地区	指定なし
建ぺい率	(法定建ぺい率) 60%
容積率	(法定容積率) 200%
備考	

芋林建設株式会社 一級建築士事務所
山口県知事登録第204号
1級建築士 第56302号 三澤 茂昭

計數值

大島居守瀬潜休憩室新築工事

工 業 部

098

1

按	
---	--

設計

.

設計年月

1

[illegible]

111

11

1111

111

111

1

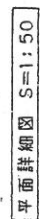
1

• •

外郎仕上

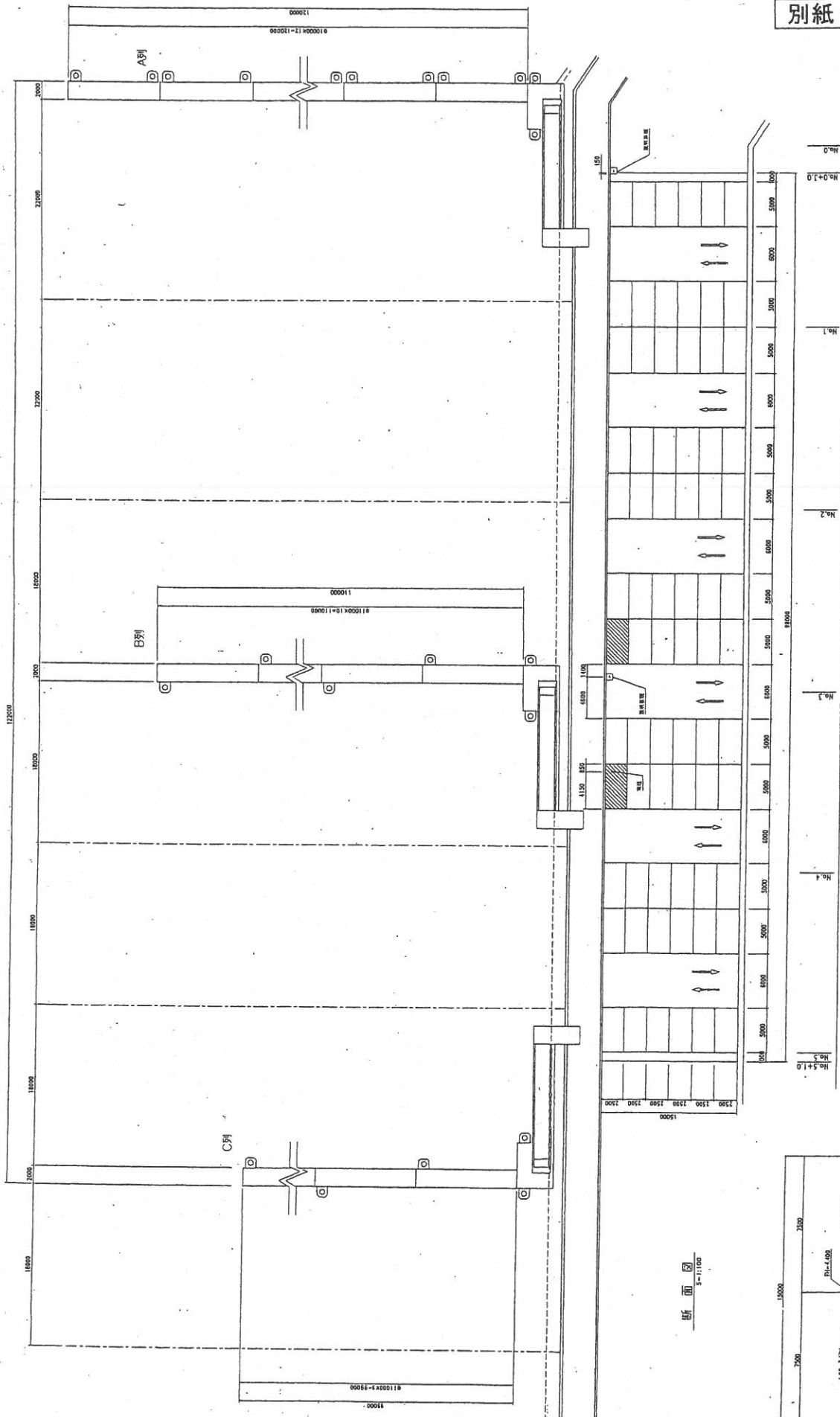


㊦ ビットサイン、(周子康所)、2001204... ㊦ (アルムニウム、309、H、粘り)
 ㊧ ビットサイン、(女子康所)、2001204... ㊧ (アルムニウム、309、H、粘り)
 ㊨ ビットサイン、(多目的使用)、500159-1... ㊨ (アルムニウム、309、H、粘り)

[illegible]

- 3 2 -

別紙 15



142

断面图
S=1:100

Figure 1 shows a rectangular structure with overall dimensions of 15000 (width) by 7500 (height). The width is partitioned into two segments: 128-1.078 and 140-1.078. The height is partitioned into two segments: 4500 and 3000. A diagonal line is drawn from the bottom-left corner to the top-right corner.

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

山口県知事
（山口県長門農林水産事務所長） 様
（山口県萩農林水産事務所長）

届出者 住 所
氏 名

甲 種 漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり甲種漁港施設を利用したいので、山口県漁港管理条例施行規則第 7 条第 1 号の規定によりお届けします。

漁 港 の 名 称	
利 用 場 所	
利 用 面 積	
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。